

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち農林水産部に係るもの（平成20年岩手県告示第259号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
課名	事業名	課名	事業名
[略]		[略]	
農産園芸課	<u>農業者戸別所得補償制度推進事業費補助</u>	農産園芸課	<u>経営所得安定対策推進事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）</u>
畜産課	畜産技術指導促進対策費補助、馬産振興総合対策事業費補助、いわて和牛改良増殖対策事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、 <u>優良系統豚造成利用促進対策事業費補助、大家畜経営体質強化資金利子補給、大家畜経営活性化資金利子補給補助、肉用子牛価格安定対策費補助、肥育豚価格安定対策費補助、ブロイラー価格安定対策費補助、日本短角種肥育経営安定特別対策費補助、乳用牛群総合改良推進費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、指定生乳生産者団体事業運営費補助、いわて酪農基盤再生事業費補助、畜産基盤再編総合整備事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）及び団体営畜産経営環境整備事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）</u>	畜産課	畜産技術指導促進対策費補助、馬産振興総合対策事業費補助、いわて和牛改良増殖対策事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、 <u>大家畜経営活性化資金利子補給補助、肉用子牛価格安定対策費補助、肥育豚価格安定対策費補助、ブロイラー価格安定対策費補助、日本短角種肥育経営安定特別対策費補助、乳用牛群総合改良推進費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、乳質改善事業費補助、出荷遅延支援交付金事業費補助、トウモロコシ転換緊急支援事業費補助、いわて生まれ・いわて育ちの牛づくり促進事業費補助、畜産基盤再編総合整備事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）及び団体営畜産経営環境整備事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）</u>
林業振興課	林業・木材産業構造改革推進事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）及び <u>森林・林業・木材産業づくり交付金（全県域を活動区域とする団体に係る交付金に限る。）</u>	林業振興課	林業・木材産業構造改革推進事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）及び <u>森林・林業再生基盤づくり交付金（全県域を活動区域とする団体に係る交付金に限る。）</u>
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。